

# 令和 7 年 6 月 議 会

## 議 案 説 明 資 料

○ 条例案

議案第 1 2 3 号

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の

定数に関する条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁

農 林 水 産 局

# 議案第 1 2 3 号

## 福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第8条に規定された「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）以下」という基準に従い、福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成17年福岡市条例第85号）において定めているが、現在の農地利用最適化推進委員の任期が満了する令和8年6月22日後の定数については、市域内の農地面積の減少に応じ、見直しを行う必要があるため、条例の一部を改正するもの。

### 2 改正内容

農地利用最適化推進委員の定数を、「24人」から「23人」に改める。

### 3 施行期日

令和8年6月23日

### 4 新旧対照表

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

現 行	改正案
第1条（略）  （農業委員及び推進委員の定数）	第1条（略）  （農業委員及び推進委員の定数）
第2条（略） 2 推進委員の定数は、 <u>24人</u> とする。	第2条（略） 2 推進委員の定数は、 <u>23人</u> とする。

**参考** 農業委員会について

1. 設置目的

農地法に基づく農地の権利移動の許可や農地転用案件への意見具申など農地に関する事務を執行するとともに、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など農地利用最適化を推進する行政委員会として、市町村に設置（農業委員会等に関する法律）。

2. 委員構成

	農業委員	農地利用最適化推進委員 (平成 28 年法改正により設置)	
業務	合議体としての意思決定を担当 ・ 農地の権利移動の許可 ・ 農地転用案件への意見具申 など	主に現場活動を担当 ・ 担い手への農地の集積・集約化 ・ 遊休農地の発生防止・解消 など	
定数の 基準	農地面積及び基準農業者数の 区分により、14人、19人、 24人のいずれか	農地面積 ha 数を 100 で除して得た数 (1未满是切り上げ)	
定数	19人 ※平成 29 年 6 月 23 日以降 変更なし	平成 29 年 6 月 23 日～	27人 (平成 28 年 3 月末農地面積 2,622ha)
		令和 2 年 6 月 23 日～	25人 (平成 31 年 3 月末農地面積 2,460ha)
		令和 5 年 6 月 23 日～	24人 (令和 4 年 3 月末農地面積 2,368ha)
		令和 8 年 6 月 23 日～	23人 (令和 7 年 3 月末農地面積 2,273ha)
			※今回 議案
任期	3年 ※任期満了の前年度に公募を実施		
報酬 (月額)	会長 82,000円 副会長 64,000円 委員 46,000円	46,000円	